

平成 27 年第 2 回糸魚川市議会臨時会会議録 第 1 号

平成 27 年 5 月 19 日（火曜日）

議事日程第 1 号

平成 27 年 5 月 19 日（火曜日）

午前 10 時 00 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 所管事項調査について
- 日程第 5 議案第 64 号から同第 67 号まで
- 日程第 6 議案第 68 号
- 日程第 7 議案第 69 号
- 日程第 8 議案第 70 号
- 日程第 9 常任委員会委員の選任について
- 日程第 10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 11 発議第 2 号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 所管事項調査について
- 日程第 5 議案第 64 号から同第 67 号まで
- 日程第 6 議案第 68 号
- 日程第 7 議案第 69 号
- 日程第 8 議案第 70 号
- 追加日程第 1 議長の辞職許可について
- 追加日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 3 副議長の辞職許可について
- 追加日程第 4 副議長選挙
- 日程第 9 常任委員会委員の選任について
- 日程第 10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 11 発議第 2 号

出席議員 19名

2番	斉	木		勇	君
4番	吉	川	慶	一	君
6番	保	坂		悟	君
8番	古	川		昇	君
10番	中	村		実	君
12番	高	澤		公	君
15番	吉	岡	静	夫	君
17番	倉	又		稔	君
19番	五十嵐		健一	郎	君

欠席議員 0 名

説明のため出席した者の職氏名

副市長	市 長	織 田 義 夫 君
市民部長	田 原 秀 夫 君	
総務課長	岩 崎 良 之 君	
定住促進課長	渡 辺 勇 君	
青海事務所長	大 瀬 信 明 君	
環境生活課長	五十嵐 久 英 君	
健康増進課長	山 本 将 世 君	
商工農林水産課長	斉 藤 孝 君	
会計管理者	横 田 靖 彦 君	
会計課長兼務	大 滝 正 史 君	
消防長	大 滝 正 史 君	
教育次長	竹之内 豊 君	
教育委員会子ども課長兼務		
教育委員会生涯学習課長		
中央公民館長兼務	佐々木 繁 雄 君	
市民図書館長兼務		
監査委員事務局長	森 正 人 君	

事務局出席職員

局	長 小 林 武 夫 君	次	長 松 木 靖 君
係	長 室 橋 淳 次 君	主	査 石 崎 健 一 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（樋口英一君）

おはようございます。

これより平成 27 年第 2 回糸魚川市議会臨時会を開催いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長（樋口英一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、10 番、中村 実議員、18 番、松尾徹郎議員を指名いたします。

日程第 2．会期の決定

○議長（樋口英一君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る 5 月 12 日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又委員長。〔17 番 倉又 稔君登壇〕

○17 番（倉又 稔君）

おはようございます。

去る 4 月 22 日、5 月 7 日及び 5 月 12 日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

本日招集されました平成 27 年第 2 回市議会臨時会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについて 6 件、一般会計補正予算 1 件の

計 7 件であります。

協議の結果、この議案につきましては、本日、委員会の付託を省略し、即決でご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

また、議員発議として、発議第 2 号、特別委員会の設置についてを本日の本会議の日程事項とし、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告について、総務文教常任委員長から閉会中の所管事項調査について報告をしたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

会期及び日程につきましては、会期は本日 1 日とし、日程につきましては、お手元に配付の日程とすることで、委員会の意見の一致をみております。

なお、4 月 22 日及び 5 月 7 日の議会運営委員会では、委員の任期に伴う常任委員会、議会運営委員会等の改選及び特別委員会の設置について協議を行うとともに、その報告を求めたところであります。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 . 行政報告

○議長（樋口英一君）

日程第 3、行政報告について。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成27年第2回市議会臨時会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本臨時会におきましては、条例改正及び補正予算の専決処分と平成27年度補正予算の計7件について、ご審議をお願いしたいものでありますが、この機会に4点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、融雪等による地すべり災害について、ご報告申し上げます。

能生地域桂地内において山腹崩壊が4月10日に確認されました。

山腹崩壊は、林道寺山平線の山側斜面が崩壊したものであり、崩壊の規模は幅50メートル、法面延長150メートルであり、5月12日に新潟県に早急な対応を要望いたしましたところであります。

また、下早川地区谷根広田ほ場地すべり災害について、4月24日に確認されました。

地すべりの規模は長さ500メートル、幅200メートルであり、ほ場内パイプライン破損によりまして、水田約30ヘクタールに配水されない状態になったほか、農道及び用水路2カ所や農地2ヘクタールが土砂に埋まる被害となりました。

市では春の耕作に間に合わせるために、応急工事の予算を4月27日付で専決処分し、対応してまいりました。

2点目に、国道8号系魚川東バイパス大和川 - 押上間の開通について、ご報告申し上げます。

国土交通省で整備を進めている国道8号系魚川東バイパスのうち、大和川から押上までの間、約1.3キロメートルが5月30日に開通いたします。

当日は、ビーチホールまがたまにおいて記念式典が行われ、正午から午後2時までの間、歩行者向けに一般開放する計画であり、午後3時から車両の通行が可能となる予定であります。この開通により、スムーズで安全な自動車走行が推進されるものと期待をいたしているところであります。

3点目に、ピアタウン青海のオープンについて、ご報告申し上げます。

須沢地区の市道青海通り線沿いの北陸新幹線高架下において、ピアタウン青海が5月16日にオープンいたしました。

新幹線高架下等の約3,000平方メートルの敷地に、商業施設6店舗のほかイベント広場、公衆トイレ、駐車場が整備されており、さらに、ことしの秋を目途に、多目的施設を設置することといたしております。

活用に当たっては商工会等と連携を図り、市道青海通り線沿いのにぎわいづくりを進めてまいりたいと考えております。

4点目に、連休中の観光入り込みについて、ご報告申し上げます。

市内の主要観光施設の入込状況は、対前年比で17%増加しており、さらに2月にオープンいたしましたジオパルを含めると、71%の増加となっております。

北陸新幹線開業による北陸エリアの関心の高まりや、好天に恵まれたことにつけ加え、フォッサマグナミュージアムのリニューアルオープンが好影響をもたらしたと推測いたしております。

また、5月17日に開催されました越後上越食の嵐においては約3万人の来場者があり、平成24年の開催時と比べ、1万人の増となりました。

今後も、2次交通の整備をはじめとした各種観光施策を展開し、交流人口の拡大に努めてまいり

ます。

以上、４点について、ご報告申し上げました。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（樋口英一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第４．所管事項調査について

○議長（樋口英一君）

日程第４、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、総務文教常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔１８番 松尾徹郎君登壇〕

○１８番（松尾徹郎君）

おはようございます。

所管事項調査報告をいたします。

総務文教常任委員会では去る４月２０日に、次の４点について所管事項調査を行っておりますので、主な調査内容と結果についてご報告いたします。

初めに、柵口温泉施設権現荘リニューアル事業についてご報告いたします。

現在、１期工事が終わり、２期工事に入っておりますが、１期工事の概要につきましては、浴室、脱衣室の改装、ミストサウナ２基と露天風呂屋根の新設、また、新館１階客室をレストランに改修し、２階客室の改装とあわせエレベーターを新たに設置しました。さらに、ペレットボイラー及びペレットボイラー庫の新設などが主な工事内容であります。

現地で工事の進捗状況を確認し、工事概要について説明を受けた後、机上調査を行っております。

委員より、１期工事においては、レストランをはじめエレベーターの新設、浴室、露天風呂などの改修に約２億円をかけているが、リニューアルする旅館のこだわりというものが一切感じられないとの意見に対して、現在、正面玄関等リニューアル工事の途中段階であり、裏口からの入館であっただけに、確かにこだわりというものが感じられないという意見はもっともである。しかし、今回のリニューアルは使い勝手の悪いもの、動線の悪いものを改修し、エレベーターの新設などに集中的に投資をしたということであり、工事が完了した段階で、いま一度確認願いたいと思うとの答弁であります。

また、安全面において、今回、ペレットボイラーになることにより、灯油の配管系統はどうなるのか。今後、灯油は使用しないと聞いているだけに、既設の配管はそのままではよいのかとの質疑に対しては、灯油ボイラーの配管については、別館で使用する部分は残っているものの、それ以外は

撤去し、また、灯油地下タンクも今回の工事で撤去したとの答弁であります。

その他、幾つかの指摘がありました、割愛いたします。

なお、リニューアル工事に伴う営業については、平成27年3月23日から5月13日までの52日間は、本館解体工事のため休業とし、5月14日から7月23日までの間は、工事を実施しながら営業を続け、8月1日より温泉センターの日帰り入浴機能を統合し、完全に営業を再開する予定としております。

次に、中学校いじめ問題の対応についてご報告いたします。

昨年、8月8日に設置されました糸魚川市いじめ問題専門委員会より、中学校いじめ問題に関する調査結果報告書が、去る2月26日に提出されました。

調査結果の概要につきましては、いじめによる不登校が確認できた点、また、学校側及び教育委員会の対応と反省点について指摘を受けております。

報告書では、学校側の対応として、いじめや不登校等に関する校内の支援体制のシステムは策定されているものの、実際に機能したかどうかについては危機意識が不足していた。

また、学級担任のいじめの発見と認知及び迅速な対応が後手に回り、今回の事態に至ったと考えられる。加えて、学校長も生徒からの訴えがあったにもかかわらず2カ月間把握しておらず、学級担任、教頭、その他の教職員が適切な対応をしてこなかったことが大きな問題である。生徒に対する理解や、いじめに関する問題意識も低く、対応のおくれ、他人任せ、個人的な判断での対応などが、今回の問題の背景にあると指摘されております。

また、教育委員会の対応については、学校からのいじめや不登校等に関する情報の入手が徹底されておらず、その結果、学校への指導が不十分であるなど厳しい指摘を受けております。

これを受け教育委員会の反省点として、教育委員会内での情報共有が不十分であり、その結果、適切な初期対応における学校への指導が不十分であった点。さらに、いじめ問題への認識が甘く、教育委員、市長への報告が遅く、危機対応のスキル、知識が不十分であるばかりか、報告の文書記録がない点、また、対応の意思決定が曖昧である点などが挙げられております。

これらの報告を受け質疑に入りました。

委員より、この報告書は専門委員会から2月26日付で提出されているが、なぜ4月7日まで県教育委員会に報告せず放置されていたのか。また、これに関係する学校長、教諭、かかわった方の内申書までつけて報告しているのかどうかとの質疑に対して、教育委員会としては、この調査結果を受け、まず市長、関係者に報告することを第一に考えていた。確かに教員に対する責任についても記述があるだけに、大変遅くなったが4月に報告をした。内申書については上げてはいないが、教育委員会に諮り、検討するとの答弁であります。

委員からは、改めて教育現場におけるいじめ問題に対する危機感及び問題意識の希薄さ、責任感のなさを指摘する厳しい意見が出ております。

また、いじめにおける被害者、加害者への対応についてはどのように行っているのか。特に、被害者に対する謝罪を含め、教育委員会としての対応を伺うとの質疑に対しては、被害者側に対し謝罪に伺いたいとの申し出を行っているが、現在も会えない状況である。被害者に対する謝罪はもちろんであるが、加害者に対しても謝罪したいと考えている。できるだけ早期に和解の場を設定したいとの答弁であります。

また、今回のいじめ問題で関係学校長が突然辞職されたが、どうも不自然で、納得いかない点がある。糸魚川市及び糸魚川市教育委員会として、このたびの中学校長人事について一切タッチしていなかったかどうか伺うとの質疑に対して、いろいろな情報は県教育委員会へ提供するが、人事については介入することはないとの答弁であります。

委員からは、教育現場を重視せず、小手先だけの糸魚川市教育委員会の対応で、真剣に教育に取り組んでいる素晴らしい学校長が辞職したことは非常に残念である。新潟県教育委員会をはじめ糸魚川市の教育現場でも、全く市教育委員会を信頼していない状況である。現状をもっと真正面から捉え、しっかりとした対応を望む。このままの状態が継続することに危機感を覚えるとの厳しい意見が出ております。

その他、今後の対応についても活発な意見が交わされております。

次に、能生学校給食センター不正経理に係る経過についてご報告いたします。

このたびの能生学校給食センター不正経理については、行政側として刑事告訴をいたしましたが、証拠不十分のため、平成27年3月30日に新潟地方検察庁高田支部から、不起訴処分の決定がなされております。

また、退職手当の返納を求めることについては、退職手当審査会を平成26年10月28日に設置し、3回の審査会を開いておりますが、その答申を踏まえ、元職員に対して退職手当の全額返納を求め、本人の生計状況も勘案しながら、現在、返済計画を協議中であるとの報告を受けております。

若干の質疑が交わされましたが、報告する事項はありません。

次に、能生B & G海洋センタープール改修工事についてご報告いたします。

この改修工事につきましては、当初計画では開館予定を7月中旬と予定していましたが、予算委員会において、あまりに開館予定が遅過ぎる。利用者に不便をかけることにもなり、オープンを早めることができないかなどの意見が出ておりました。その後、工事関係者との協議の結果、開館予定を6月中旬としたものであります。

これを受け質疑に入りました。

委員からは、当初計画より1カ月、開館が早まったことについては感謝する。しかし、工期や工事金額の面で業者の言われるままになってはいないか。今後の公共工事についても、行政側として厳しい姿勢で臨んでほしいとの意見が出ております。

以上、所管事項調査4項目についてご報告いたしましたが、この2年間、総務文教常任委員会所管において多くの問題、不祥事が発覚いたしました。昨年の9月定例会初日において猛省を促し、改革を求める厳しい内容の所管事項調査報告をしたにもかかわらず、専門委員会から教育委員会に対し、厳しい指摘を受けたところであります。

改めて申し上げますが、市民からも厳しい意見が出ているだけに、早期に教育委員会を立て直すよう切にお願いし、所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

おはようございます。

今ほど報告いただきました権現荘のことについて、一、二伺いたいことがあるんで、よろしくお願いいたします。

私も委員外議員として、現場のほうに同行させていただきました。露天風呂等が非常に新しいイメージができて、とってもよくなったなということを感じております。

ただ、ほかに2点気になったことは、せっかくつくったレストランの天井がちょっと低いんじゃないかなと。もともとある建物を使ったので限界はあるかと思いますが、その点が気になったということ。それから、これから工事にかかるということですが、温泉センターのほうの脱衣場が、狭い脱衣場の中に柱が立っていて使い勝手が悪いんじゃないかなと、そんなことを感じました。

それで委員長に何を申し上げたいかと言うと、行政側から出てくる資料というものが、やはり我々に立体的に理解できるようなものが出てきていないんじゃないかと。だから委員会の中で、それを審査しようと思っても、十分できないうちに現場が進んでいるということになるんじゃないかなということが、私、非常に気になってます。これからもそういうことだと、現場へ行って「えっ」ということがやっぱりある。しかし、市民のお金をそこに何億円も使っているということになると、そういう対応というのは非常に心配なんです、どのようにお考えになるかということで、委員会でどんなお話が出たかということで結構です。よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

今ほどの田原議員のご質問ですが、確かに総文の委員会でも行政側から出される資料に対しては、今と同じような意見が出たと記憶しております。したがって、今後、これは総文に限らず、さまざまな設計においては、できる限り行政側からも当然提出をしていただきたいと思いますし、あの時点では、たしか委員のほうからも厳しい指摘がありまして、残念ながらそれを見ることはもちろんできなかったわけですが、今後につきましては、これは大いに我々のほうの反省点としまして指摘をしていきたいと思っております。

○13番（田原 実君）

よろしくお願いします。終わります。

○議長（樋口英一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

+

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第５．議案第６４号から同第６７号まで

○議長（樋口英一君）

日程第５、議案第６４号から同第６７号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第６４号は、市税条例等の一部改正をする条例の専決処分の報告でありまして、地方税法等の一部改正によるものであります。

主な改正点は、ふるさと納税に係る申告手続の簡素化、固定資産税の土地の負担調整措置の３年間延長、及び原動機付自転車や二輪の軽自動車等にかかる税率の引き上げの１年延長などであります。

議案第６５号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法等の一部改正によるものであります。

主な改正点は、固定資産税と同様に、現行の負担調整措置の仕組みを３年間延長するものであります。

議案第６６号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法等の一部改正によるものであります。

主な改正点は、課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充などであります。

議案第６７号は、企業立地促進条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、条例の有効期限を２年間延長するものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

池田市民課長。〔市民課長 池田正吾君登壇〕

○市民課長（池田正吾君）

おはようございます。

では、議案第６４号、市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明させていた

だきます。

今回の改正は平成27年度、税制改正を実施するための地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に成立し、同日公布されましたことに伴いまして、当市の平成27年度市税の賦課に反映させるため、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

最初に、議案書3ページの第1条の主な改正点であります。第19条の改正は、法人市民税の均等割の税率にかかるもので、資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とするものであります。

第38条は市民税、第57条は固定資産税、4ページの第76条及び第77条は、軽自動車税についてのそれぞれの減免申請に係る改正で、災害の被災者等に配慮し、減免申請書の提出期限を納期限前7日までから、納期限までに変更するものであります。

附則第9条、及び5ページの第9条の2は、個人市民税の寄附金控除額に係る申告の特例を新たに定めるもので、地方公共団体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税にかかる申告手続の簡素化を図るものであります。ふるさと納税を受けた団体が、寄附金控除に必要な事項を納税者の住所地市町村へ通知することにより、給与所得者等は確定申告をせずに寄附金控除を受けることが可能となります。

附則第10条の3は、固定資産税の通称わがまち特例に関する規定の改正で、津波に関する協定避難施設、及びサービス付高齢者住宅を追加するものであります。現在、当市においては該当物件はありません。

5ページから6ページの附則第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条及び第15条は、固定資産税の平成27年度評価替えに伴い、現行の土地の負担調整措置を平成29年度まで3年間延長するものであります。

6ページから7ページの附則第16条は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例を規定するものであります。

第1項は電気自動車等で、おおむね75%の軽減、第2項及び第3項はガソリン車のハイブリッド車で、燃費基準によりおおむね50%から25%を軽減することとしています。

続いて、7ページ下段からの第2条は、昨年、9月議会で議決をいただいた市税条例の一部を改正する条例のうち、本年4月1日から施行予定であった軽自動車税の税率について、1年間先送りするものであります。

8ページから9ページの改正により、原動機付自転車や二輪の軽自動車等にかかる税率の引き上げが、平成28年4月1日に1年延期されます。これにより当市では570万円程度の減収となりますが、減収分は地方交付税で措置される予定です。

なお、9ページの改正附則では、第1条で、施行期日を平成27年4月1日とし、軽自動車税にかかる税率改正の先送り規定については、公布の日から施行することとしています。

また、第2条では市民税、第3条では固定資産税の経過措置を規定し、第4条では軽自動車税の税率を軽減する特例措置は、平成28年度分の課税で適用することとしています。

次に、議案第65号、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明させて

いただきます。

これにつきましても地方税法等の一部を改正する法律が、３月３１日に公布されましたことに伴いまして、当市の平成２７年度の都市計画税の賦課に反映させるため、３月３１日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正点であります。議案書３ページの第２条第２項は、保育事業及び生活困窮者就労訓練事業の用に供する資産の課税標準の特例の追加を定めるものであり、附則第４項は、わがまち特例の一部の削除を行うものであります。

なお、当市においては、いずれも該当物件はありません。

附則第５項から４ページの附則第１５項までは、同じく固定資産税と同様、現行の負担調整措置の仕組みを、平成２７年度から平成２９年度までの３年間延長するものであります。

なお、４ページの改正附則では、施行規則を平成２７年４月１日とし、経過措置を規定しております。

次に、議案第６６号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明させていただきます。

これにつきましても地方税法等の一部を改正する法律が、３月３１日に公布されましたことに伴いまして、当市の平成２７年度の国民健康保険税の賦課に反映させるため、３月３１日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正点であります。議案書３ページの第３条において基礎課税額、後期高齢者支援金課税額及び介護納付金課税額にかかる課税限度額をそれぞれ引き上げ、全体の課税限度額では８１万円から８５万円に４万円引き上げております。

また、第２４条において保険税の減額の対象となる所得の基準について、５割軽減は１人当たり２６万円、２割軽減は１人当たり４７万円とし、軽減の適用範囲を拡大しております。

なお、改正附則では、平成２７年４月１日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 6 4 号、専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 6 5 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 6 6 号、専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 6 7 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 6 . 議案第 6 8 号

○議長（樋口英一君）

日程第 6、議案第 6 8 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 6 8 号は、平成 2 6 年度一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告でありまして、歳

+

入歳出それぞれ１億８，０１５万５，０００円を追加し、総額を３２２億９，９６７万５，０００円といたしております。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第２表、第３表のとおりであります。

これは事業費が確定したことに伴う整理補正が主な内容であります。詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。ご承認くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

○企画財政課長（藤田年明君）

おはようございます。

今回の補正予算の専決は今ほど市長の説明のとおり、事業費の確定及び決算見込みに係る整理補正であります。

最初に、歳出から説明いたします。

予算書の１４、１５ページをお願いいたします。

２款１項３目、財産管理費の２６、基金積立金は、決算見込みを勘案して財政調整基金積立金を２億円積み立てるものです。この積み立てにより平成２６年度末の財政調整基金残高は、約１５億２，０００万円となります。また、補正後の歳入歳出差し引きの繰越金は、繰り越し財源を差し引いた実質収支で、１３億４，０００万円と見込んでおります。

次に、４款１項５目、医療対策費の４２、医療施設改修事業は、１２月補正予算で糸魚川総合病院の地域包括ケア病棟改修に対する補助金を計上しましたが、県の補助事業に採択されたことから、市の補助金を減額補正するものです。その他の事業については、財源調整であります。

次に、歳入について説明いたします。

１２、１３ページをお願いいたします。

１０款１項１目、地方交付税は財政調整基金の積み立て、及び所要の一般財源として計上しております。

１４款２項８目、教育費補助金は、市民会館の耐震補強について社会資本整備総合交付金の対象となったことから財源として計上しております。

１８款１項１目、基金繰入金の２５、まちづくり基金繰入金の減額は、平成２５年度に交付された地域の元気臨時交付金をまちづくり基金に積み立てて平成２６年度事業に充当しておりますが、充当事業が確定したことによる整理補正であります。

２１款１項９目、合併特例債は、財源変更に伴う整理補正であります。

歳入の説明は以上であります。

６ページ、７ページをお願いいたします。

繰越明許費及び地方債の補正は、第２表、第３表のとおりであります。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

ただいまの説明の歳出14、15ページで、医療施設改修事業で2,000万円の減額、これは県からの補助対象になったことから減額するという説明でしたよね。ところが今、歳入のほうでは、その2,000万円を補う県からの補助金が出ておりませんが、これはどういうことなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

○企画財政課長（藤田年明君）

お答えいたします。

今回の県事業の補助事業につきましては、糸魚川総合病院自体が事業主体という形で採択されておりますので、補助金自体は、直接、糸魚川総合病院のほうへ入る形となっておりますので、市の予算としては、そっくり減額という形になっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

了解いたしました。それを一言ちょっとつけ加えていただかないと、削った分の2,000万円、どこから来るかわからないということで、直接、病院のほうへということですから理解をいたしました。

○議長（樋口英一君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号、専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第７．議案第６９号

○議長（樋口英一君）

日程第７、議案第６９号、専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第６９号は、平成２７年度一般会計補正予算（第１号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ４，２００万円を追加し、総額を２７４億２００万円といたしております。これは４月２４日に確認されました谷根広田の地すべり災害に対応する応急復旧に係る１１款、災害復旧費の追加であります。

なお、地方債の補正は第２表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 斉藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（斉藤 孝君）

おはようございます。

それでは議案第６９号、平成２７年度一般会計補正予算（第１号）、専決処分に係ります下早川地区谷根広田の地すべり災害の状況と応急対応について、お配りいたしました資料に基づき説明いたします。

去る４月２３日夜から翌２４日朝にかけて、谷根広田ほ場に隣接します山腹斜面から地すべりが発生いたしました。

発生の要因と思われるものは、気温の高い日が続いたことにより融雪が促進され、地山地下水位が上昇し、発生したと推測されます。

災害の規模は、山腹から発生した地すべりが長さ約５００メートル、幅約２００メートル、高さ約８０メートルにわたり、用水施設やほ場を被災させたものであります。

被害状況は、山腹沿いに築造されております西側用水路と大滝用水路の2カ所が、地すべり土塊の活動により寸断されました。図面では、1枚目の図面の水色点線でございます。

また、流出した土砂により農地2ヘクタール、農道1,000メートルが埋まり、さらに、ほ場内への配水用パイプライン幹線約600メートルが破損、流出したことで、配水されないほ場が約30ヘクタールに及びました。この災害によります人家への被害はありません。

また、下部には普通河川で、砂防河川指定されております谷根川がございまして。例年、5月連休後には代かきがなされますことから、早急な用水確保が必要となりましたことから、応急工事などの予算を4月27日付で専決処分させていただいたところであります。

発生後、関係機関から速やかな現地調査をいただき、4月26日には県庁農地部防災係から、4月30日には農林水産省北陸農政局から災害の査定官が、翌5月1日には同農政局から地質の調査官が現地調査をいただき、今後の復旧に向けた指導をいただき感謝してるところでございます。5月12日には、新潟県に要望いたしたところでございます。

地すべりの被災地は、今後、農地農業用施設災害復旧事業により復旧対応したいと考えておりますが、地すべりの移動終息を待って災害査定を申請させていただきますとともに、この地区に関しては地すべり防止区域の指定がなされていないことから、指定地の申請に向けて新潟県と協議を進めてまいります。

地すべり発生後、取り組んでまいりました応急仮設対策についてご説明申し上げます。

2枚目の図面をごらんください。

1点目は、融雪の促進、降雨によりまして再活動のおそれがあり、放置することにより水路施設はもとより、ほ場へもさらに広範囲に拡大するおそれがありますことから、図面では 番、地表水の排水工260メートル、さらに図面では 番の大型土のう2段積み400袋を5月12日までに設置完了しております。

2点目は、作付への影響を最小限にとどめるための用水供給対策といたしまして、大滝用水が被災しているために、図面では 番、西側用水上流部より大滝用水へ仮設の配管工65メートルを建設いたしました。

次に、ほ場内のパイプラインが被災しており、約30ヘクタールのほ場への供給施設が使用不能でありますので、代替施設、図面では 番、仮設配管工300メートルを設置いたしました。予定より早く5月8日夕方に通水が確認できまして、予定どおり田植えが行われております。

また最初の図面にお戻りください。

3点目は、移動量の観測を行うため定点観測体制、図面では黄色の三角を整えまして、5月1日から毎日観測を実施しております。ボーリング調査によります地下水位や、ひずみの確認に必要な掘削工、図面では赤丸1点がありますが、5月16日に完了しております。

応急対策の地元への説明会は5月1日、谷根集落開発センターで谷根広田ほ場管理組合員の皆さん、谷根区長、及び用水管理の役員の皆さんに対しまして、関係する機関が出席をして応急対策工や代替農地の希望や、用意された苗の扱いなどについても関係機関から説明いたしたところであります。

地元では、この地すべり災害をほ場管理組合全員で協力して取り組んでいくとともに、関係いたします用水組合と谷根区との連携協力が確認されております。今後は、地すべり指定の申請や災害

査定申請などの準備とあわせ、夏場の用水確保について地元及び関係機関と連携して対応してまいります。

災害の状況と対応につきましては、以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

○企画財政課長（藤田年明君）

災害の状況については、ただいまの商工農林水産課長の説明のとおりでありますけれども、今回の補正は被害拡大の防止、被害を受けなかった農地の耕作への用水対応、本復旧に向けた早期対応の観点から4月27日付で専決処分をしております。

それでは歳出予算から説明いたします。

12、13ページをお願いいたします。

11款1項1目、農地農業用施設災害復旧費の1、単独農地農業用施設災害復旧事業の測量委託料は、地すべり指定や復旧工事設計のための地形測量であります。

調査委託料はボーリング調査、移動観測、地すべり指定調査の委託料であります。応急復旧工事は、被災したパイプラインの仮設工事と、被害拡大を防止するためのトンパットの配置や、地表水排水等の工事費であります。

次に、歳入の説明をいたします。

10、11ページをごらんください。

特定財源として21款の市債を充当し、所要の一般財源として19款の前年度繰越金を計上しております。

なお、地方債の補正は6ページ、第2表のとおりであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

今後の工事によって地元負担ということが考えられると思うんですが、地元負担についてはどういうふうになるか、お聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 斉藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（斉藤 孝君）

先ほど災害の状況の中でご説明申し上げましたけれども、本地域は地すべり指定地となっておりませんので、今後、地すべり指定を受けるべく作業を、今、進めているところでございます。災害

の査定を受けまして、主に水抜きボーリング、用水路などの施設に関しましては、県営で採択していただくという方向で、今、県とも進めておるところでございます。ともかく地すべり指定を受けて、施設に関しては県営の採択を受けて仕事をしていただく。農地の復旧については、市のほうが対応するというふうなことで、今、進めておるところございまして、できるだけ地元への負担が少なくなるように、今、手続を進めておるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

米づくりの環境は非常に厳しいものがあります。今ほど答弁ありましたように、できるだけ地元負担が軽減されるように取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（樋口英一君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原議員

○13番（田原 実君）

お願いします。

配付された資料、第1タンクというのがありまして、この第1タンクが、今回、被害を受けたところの周辺の田んぼにとっては非常に大事ということですが、この際まで崩れているわけですが、これから第1タンクが被害を受けるということについては、どのような状況でしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 斉藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（斉藤 孝君）

お配りしました航空写真によりまして、そこはA4ブロックに隣接するところでございます。先ほどご報告申し上げましたけども、北陸農政局の地質官にも現地を見ていただきまして、ここの想定します崩壊ブロック以外にも地すべりの崩壊のブロックが想像されますことから、とりあえず今は、第1タンクに仮設管をつなぎまして給水しとるわけでありまして、今後、現地の地質の移動等によりましては、第1タンクの危険性が出てくるならば、それについても対応していかなきゃならないというふうに考えておりますが、いまのところ現地の移動観測をしておりますけども、目立った地すべりの移動が観測されておられませんので、大丈夫でなかろうかなとは思っておりますが、注意して見ていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原議員

○13番（田原 実君）

よろしくお願いします。

もう1点、この谷根が、早川地区の糸魚川で進めるところのジオパークの非常に大事なところではないかと。その昔々に山体が崩壊して、どんどんどんと月不見の池のほうに岩等がずって行って、この棚田ができたんだというふうに私は聞いているんですけども、つまり糸魚川のジオパークの景観として非常に大事なところであります。そしてまた棚田があるということが非常に大事。しかしながら、先ほど新保議員も言われておりましたけども、農業を取り巻く環境は厳しくて米の価格も下がっております。今後、ここでの耕作をやめていくということの心配もあるわけですけども、やはりジオパークを進めていくという意味においては糸魚川市は、またさらに耕作を続けていただくための支援ということが必要ではないかなと思いますので、その辺、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 斉藤 孝君登壇〕

○商工農林水産課長（斉藤 孝君）

谷根広田のほ場につきましては、中山間地域の直接支払の地域交付金を利用いたしまして、農道脇にミニスイセンをもう何年も前から設置をして、美しい農村景観を保ってきていただいとところでございます。

そういう地域の中で地すべりが発生したわけでございますけども、私ども5月1日の日に地元へ説明会に入りました際に、地元の意向としては、復旧後もしっかりと農地は継続していくんだということと、それからこの災害の事案については被災を受けた農地の所有者だけでなく、ほ場の管理組合員全員でもって、この物事に対応していこうというふうな確認をいただいておりますので、その方向に沿って市のほうとしては支援をしてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原議員

○13番（田原 実君）

糸魚川が特異な地質であるからジオパークの認定を受けたということと、また、こういう災害が起き得るということは裏腹な関係であります。しかし、そこが糸魚川の魅力でもあるということなんですけど、市長、これからもうこういうことが起きると思うんですけど、ジオパークと自然への対応ということについて、私はこの棚田の景色が非常に好きなんですけども、何とかこの景観を守ってジオパークを進めていただきたいと思いますと思うんですけども、もしお考えがあれば伺いたいですけど。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

棚田の景観は、やはり地すべりの特有の景観であるわけでございますので、こういったこともやはり大地の1つの成り立ちなり、そういったところもまた学習できるような、ジオパークで学びな

がら、そしてまたそれを復旧するのは、やはり大きな我々そこに住む者の努めであろうかと思うわけでございますので、そういったところをジオパークで学べるようにしていきたいと思っております。

自然のよさ、そしてさらにそれから起きる大地の仕組みの中で、そういった今回の事例を学習できるような形にもっていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原議員

○13番（田原 実君）

よろしくお願いします。終わります。

○議長（樋口英一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8．議案第70号

○議長（樋口英一君）

日程第8、議案第70号、平成27年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第70号は、平成27年度一般会計補正予算（第2号）についてでありまして、歳入歳出それぞれ1億1,079万7,000円を追加し、総額を275億1,279万7,000円といたしたいものであります。

これは3月に風浪により被災いたしました大和川漁港海岸離岸堤の復旧事業を行いたいことから、追加補正するものであります。

歳出の主なものは、11款、災害復旧費、現年漁港施設災害復旧事業の追加であります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

○企画財政課長（藤田年明君）

それでは最初に、お配りした資料に基づき災害の状況について説明いたします。資料のほうをもらっていただきたいと思います。

資料の下側に位置図がありますが、ことし3月の風浪により、大和川漁港の東側の第3、第4離岸堤が被災したものであります。災害復旧工事は、その位置図の上に標準断面図がありますが、被災したブロックを赤線の状態に復旧するものであります。

資料2枚目、3枚目につきましては、被災した離岸堤の写真であります。

今回の補正につきましては、なるべく早く発注し、波の穏やかな時期に工事の進捗を図りたいものであります。

それでは予算書の10、11ページをお願いいたします。

歳出予算では、11款1項3目、漁港施設災害復旧費の6、現年漁港施設災害復旧事業で、災害復旧工事費1億1,000万円のほか事務費を計上しております。

8、9ページをお願いいたします。

歳入予算では、14款、国庫支出金、21款、市債のほか、所要の一般財源として19款で前年度繰越金を計上しております。

なお、地方債の補正は4ページ、第2表のとおりであります。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号、平成27年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議事の都合により、ここで11時20分まで休憩いたします。

+

午前11時07分 休憩

午前11時20分 開議

○副議長（大滝 豊君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議長、樋口英一議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○副議長（大滝 豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1．議長の辞職許可について

○副議長（大滝 豊君）

追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、樋口英一議員の退場を求めます。

〔5番 樋口英一君退場〕

○副議長（大滝 豊君）

職員に辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

それでは辞職願を朗読いたします。

平成27年5月19日付。

糸魚川市議会議長、樋口英一議員から、糸魚川市議会副議長、大滝 豊議員宛。

今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、これを許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（大滝 豊君）

ただいま朗読のとおりであります。

お諮りいたします。

樋口英一議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○副議長（大滝 豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、樋口英一議員の議長の辞職については、これを許可することに決しました。

樋口英一議員の退場を解きます。

〔5番 樋口英一君着席〕

○副議長（大滝 豊君）

ただいま樋口英一議員の議長の辞職については、これを許可することに決しました。

樋口英一議員から発言を求められていますので、この際これを許します。

樋口英一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○副議長（大滝 豊君）

樋口英一議員。〔5番 樋口英一君登壇〕

○5番（樋口英一君）

貴重な時間をいただきまして、議長の退任のご挨拶をさせていただきます。

2年前、不肖、私を議長に推薦を賜り、議員各位をはじめ行政や市民の皆様から温かいご支援をいただき、大過なく務めることができましたことを心から感謝を申し上げるところであります。

これから新議長が選出されますが、議長を中心にこれから進められます地方創生総合戦略策定につきましては、将来の糸魚川の活性化と人口定着、定住促進、経済などを占う重要な課題であります。これまでの長きにわたるトップダウンの手法から意識改革をされ、議会、市民がボトムアップの手法を認識し、市民が主役の地域力が発揮される地域コミュニティが不可欠と考えます。

議会がいかに市民との連携にかかわって市民の自主・自立の環境を促していくかということも視野に入れ、行政と一体となって糸魚川市のそれぞれの地域の特性や個性を生かした総合戦略を策定されることを願うものであります。

ぜひ議会各位の積極的なご活躍を期待し、議長退任のご挨拶とさせていただきます。

大変どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○副議長（大滝 豊君）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 30 分 開議

○副議長（大滝 豊君）

休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が欠員となりましたので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○副議長（大滝 豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第2．議長選挙

○副議長（大滝 豊君）

追加日程第2、議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大滝 豊君）

ただいまの出席議員数は19人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大滝 豊君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

+

○副議長（大滝 豊君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（大滝 豊君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いいたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

笠原幸江議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、吉川慶一議員、樋口英一議員、保坂 悟議員、田中立一議員、古川 昇議員、伊藤文博議員、中村 実議員、大滝 豊議員、高澤 公議員、田原実議員、吉岡静夫議員、新保峰孝議員、倉又 稔議員、松尾徹郎議員、五十嵐健一郎議員、古畑浩一議員。

〔投票〕

○副議長（大滝 豊君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○副議長（大滝 豊君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（大滝 豊君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、樋口英一議員、8番、古川 昇議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔5番、樋口英一議員、8番、古川 昇議員 立ち会い〕

○副議長（大滝 豊君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票3票、うち白票3票。

有効投票中、倉又 稔議員14票、吉岡静夫議員1票、新保峰孝議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は４票であります。

よって、倉又 稔議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました倉又 稔議員が議場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項の規定により告知いたします。

倉又議員から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

倉又議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○副議長（大滝 豊君）

倉又 稔議員。〔１７番 倉又 稔君登壇〕

○議長（倉又 稔君）

今ほど行われました議長選挙において、２回目の議長に選任されましたことに対し心から感謝と御礼を申し上げます。

地方議会は執行機関とともに、自治運営の両輪と言われています。しかし、執行機関の仕事はサービスとなって市民の目に見えますが、議会の執行機関に対する監視、監督、抑止力は、地味で目に見えないのが実情です。

議会や議員に対して、市民からの批判は悪いことではありません。また、無視することはできませんが、地方議会は住民を代表する唯一の機関であることを肝に銘じ、むやみに妥協することなく、迎合することなく、議会の権威を高めるよう努力する所存であります。

議員各位のご協力、ご支援をお願いいたしまして、議長就任の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○副議長（大滝 豊君）

それでは倉又議員、議長席におつきください。

〔議長 倉又 稔君 議長席に着席〕

○議長（倉又 稔君）

議事の都合により、ここで１０分ほど休憩しようと思っておりましたが、もう昼飯時間になりますので、午後１時まで休憩といたします。

午前１１時４５分 休憩

午後 １時００分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま副議長、大滝 豊議員から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

副議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第３として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長、大滝 豊議員の副議長の辞職許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第３．副議長の辞職許可について

○議長（倉又 稔君）

追加日程第３、副議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により大滝議員の退場を求めます。

〔１１番 大滝 豊君退場〕

○議長（倉又 稔君）

職員に辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

辞職願を朗読いたします。

平成２７年５月１９日付。

糸魚川市議会副議長、大滝 豊議員から、糸魚川市議会議長、倉又 稔議員宛。

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、これを許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（倉又 稔君）

ただいま朗読のとおりであります。

お諮りいたします。

大滝 豊議員の副議長の辞職を許可することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、大滝 豊議員の副議長の辞職については、これを許可することに決しました。

大滝 豊議員の退場を解きます。

〔１１番 大滝 豊君着席〕

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩をいたします。

午後１時０３分 休憩

午後１時０３分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま大滝 豊議員の副議長の辞職については、これを許可することに決しました。

大滝 豊議員から発言を求められていますので、この際これを許します。

大滝 豊議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝議員。〔１１番 大滝 豊君登壇〕

○１１番（大滝 豊君）

ただいま副議長を辞任いたしますに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ちょうど１年前の６月定例市議会で、皆様のご推挙により副議長の要職につかせていただきました。ご病気でお亡くなりになりました伊井澤一郎議員の残任期間を、議長をはじめ先輩・同僚議員や多くの皆様方のご支援によりまして、どうにか無事に務めることができました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後も議員として市政の発展のために努力してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

簡単ではございますが、退任の挨拶にかえさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（倉又 稔君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後１時０５分 休憩

+

午後１時０９分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第４として日程の順序を変更して、直ちに副議長の選挙を行うことにいたしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに副議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第４．副議長選挙

○議長（倉又 稔君）

追加日程第４、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（倉又 稔君）

ただいまの出席議員数は１９人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（倉又 稔君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（倉又 稔君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願いします。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

笠原幸江議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、吉川慶一議員、樋口英一議員、保坂 悟議員、田中立一議員、古川 昇議員、伊藤文博議員、中村 実議員、大滝 豊議員、高澤 公議員、田原実議員、吉岡静夫議員、新保峰孝議員、倉又 稔議員、松尾徹郎議員、五十嵐健一郎議員、古畑浩一議員。

以上であります。

〔投票〕

○議長（倉又 稔君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（倉又 稔君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、笠原幸江議員、4番、吉川慶一議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔1番、笠原幸江議員、4番、吉川慶一議員 立ち会い〕

○議長（倉又 稔君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票17票、無効投票2票、うち白票2票。

有効投票中、渡辺重雄議員16票、吉岡静夫議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、渡辺重雄議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渡辺重雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

渡辺重雄議員から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

渡辺重雄議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺重雄議員。〔3番 渡辺重雄君登壇〕

○副議長（渡辺重雄君）

ただいま皆様のご支援をいただき、副議長に選任をさせていただきました渡辺重雄でございます。その責任の重さに身が引き締まる思いであります。

現在、地方は多くの課題を抱えており、地方創生を見据えて独創的な思考と行動力が試されるときでもあります。私ども議会といたしましても市民の負託に応えるべく、二元代表制における議会の役割を存分に発揮し、地方自治を支える議会としての使命を果たしながら、市民の暮らしの安心・安全を守り、今後の糸魚川市の成長、発展に取り組んでいかなければならないと考えております。

今後は議長の補佐役として副議長の職務を遂行し、開かれた議会の推進と議会の公正かつ円滑な運営に全力を尽くしてまいります。

議員の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

日程第9．常任委員会委員の選任について

○議長（倉又 稔君）

日程第9、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

総務文教常任委員会委員に、伊藤文博議員、松尾徹郎議員、吉川慶一議員、倉又 稔議員、古川昇議員、新保峰孝議員、保坂 悟議員。

以上、7 名でございます。

次に、建設産業常任委員会委員に、渡辺重雄議員、五十嵐健一郎議員、中村 実議員、大滝 豊議員、田中立一議員、古畑浩一議員。

以上、6 名でございます。

次に、市民厚生常任委員会委員に、斉木 勇議員、樋口英一議員、笠原幸江議員、高澤 公議員、田原 実議員、吉岡静夫議員。

以上、6 名でございます。

○議長（倉又 稔君）

ただいま朗読いたしました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 2 分 休憩

午後 1 時 3 4 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、各常任委員会が開かれ正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

正副委員長互選の結果について申し上げます。

総務文教常任委員会、委員長には伊藤文博議員、同副委員長には吉川慶一議員。

建設産業常任委員会、委員長には大滝 豊議員、同副委員長には中村 実議員。

市民厚生常任委員会、委員長には笠原幸江議員、同副委員長には斉木 勇議員。
以上のとおりであります。

日程第 10 . 議会運営委員会委員の選任について

○議長（倉又 稔君）

日程第 10、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

渡辺重雄議員、伊藤文博議員、松尾徹郎議員、笠原幸江議員、中村 実議員、大滝 豊議員、古川 昇議員。

以上、7 名でございます。

○議長（倉又 稔君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、議会運営委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩をいたします。

午後 1 時 3 6 分 休憩

午後 1 時 4 3 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長には松尾徹郎議員、副委員長には古川 昇議員。

以上であります。

ここで議事の都合により、副議長と交代いたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 4 3 分 休憩

午後 1 時 4 3 分 開議

○副議長（渡辺重雄君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 11 . 発議第 2 号

○副議長（渡辺重雄君）

日程第 11、発議第 2 号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉又 稔議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○副議長（渡辺重雄君）

倉又 稔議員。〔17 番 倉又 稔君登壇〕

○17 番（倉又 稔君）

発議第 2 号の特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

特別委員会の名称を地方創生調査対策特別委員会とし、定数は 10 人。

付議事件を糸魚川市地方版総合戦略の策定・推進について、人口対策ビジョンの策定・推進（人口減少・少子高齢化対策・中山間地域再生と移住定住対策等）についてとし、設置期間を、本特別委員会は議会の閉会中も調査を行うものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする特別委員会の設置を行いたいものであります。

以上であります。

○副議長（渡辺重雄君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○副議長（渡辺重雄君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○副議長（渡辺重雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、

これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号、特別委員会の設置について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○副議長（渡辺重雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議長交代のため暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後1時47分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ここで地方創生調査対策特別委員会の委員について議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

+

午後1時53分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま開催されました議会運営委員会の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

今ほど議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

地方創生調査対策特別委員会の委員について協議を行い、委員の中に3常任委員長を含むことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、構成員につきましては、この後、議長より指名いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり進めることにいたします。

お諮りいたします。

地方創生調査対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長においてそれぞれ指名したいとします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

渡辺重雄議員、伊藤文博議員、松尾徹郎議員、五十嵐健一郎議員、笠原幸江議員、吉川慶一議員、中村 実議員、大滝 豊議員、古畑浩一議員、保坂 悟議員。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

ただいま朗読いたしました議員を、地方創生調査対策特別委員会の委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時03分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま地方創生調査対策特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長には五十嵐健一郎議員、副委員長には保坂 悟議員。

以上であります。

この際、議長の交代等に伴い議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

この件について議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩といたします。

午後2時04分 休憩

午後2時09分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

追加日程第5．議席の一部変更について

○議長（倉又 稔君）

追加日程第5、議席の一部変更についてを議題といたします。

ただいま開催されました議会運営委員会の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

今ほど議会運営委員会が開かれまして、議席の変更について審査いたしました。

このたび議長が交代され、また、会派届において一部変更がございましたので、お手元配付のとおり次のように議席を変更させていただきます。

口頭で読み上げます。

1番、吉川慶一議員、2番、笠原幸江議員、3番、斉木 勇議員、4番、渡辺重雄議員、5番、倉又 稔議員、9番、中村 実議員、10番、大滝 豊議員、11番、高澤 公議員、12番、伊藤文博議員、17番、五十嵐健一郎議員、19番、樋口英一議員にそれぞれ変更することで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

なお、移動につきましては、次回の会議からいたします。

次に、市長から委嘱または任命される各種委員についてそれぞれ決定をみておりますので、ご報告いたします。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

都市計画審議会委員に、大滝 豊議員及び中村 実議員。

青少年問題協議会委員に、伊藤文博議員。

糸魚川市土地開発公社理事に、倉又 稔議員及び伊藤文博議員。

糸魚川市社会福祉協議会理事に、笠原幸江議員。

以上のとおりでございます。

○議長（倉又 稔君）

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これをもって、平成 27 年第 2 回糸魚川市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 13 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

前 議 長

前 副 議 長

議 長

副 議 長

議 員

議 員

+